2．不要財産となった理由
　産業基盤整備勘定は、基本方針を踏まえ、経過業務に係る債務保証残高の減少に伴い不要額が生じたため。
　小規模企業共済勘定は、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったため。
3．国庫納付等の方法
　現金及び預金による国庫納付
4．譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
　該当ありません。
5．国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額
　該当ありません。
6．国庫納付等の額

勘　定　名	国庫納付額
産業基盤整備勘定	40,229,768円
小規模企業共済勘定	442,804,145円
合　　計	483,033,913円

7．国庫納付等が行われた年月日
　産業基盤整備勘定　平成26年９月30日
　小規模企業共済勘定　平成26年10月17日
8．減資額

勘　定　名	減　資　額
産業基盤整備勘定	40,229,768円

［固定資産の減損関係］
1．減損を認識した固定資産に関する事項
　該当ありません。
2．減損の兆候が認められた固定資産に関する事項
⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

名　　称	用　途	種　　類	場　　所	帳簿価額	備　考
小金井宿舎	職員宿舎	土地、建物、構築物	東京都小金井市	591,889,539円	
旭が丘宿舎	職員宿舎	土地、建物、構築物	東京都日野市	360,913,777円	

⑵　減損の兆候の概要
　上記施設の入居率が３年連続で50％未満であったため、減損の兆候を把握しております。
⑶　減損の認識に至らなかった理由
　上記施設については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。
3．使用しないという決定を行った固定資産に関する事項
　該当ありません。

Ⅲ　重要な債務負担行為

1．一般勘定
⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う義務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、104,930,492,034円であります。
⑵　特定事業者復興支援施設に係る契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、54,648,000円であります。
⑶　地域需要創造型等起業・創業促進事業に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,356,193,063円であります。
⑷　企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、2,576,018,616円であります。
⑸　ジェグテックにおける海外企業向けマーケティング調査に係る委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、14,580,000円であります。
2．小規模企業共済勘定
　小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済システムに係る資産の棚卸、マスタファイル整備等請負業務契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は420,236,414円であります。
3．中小企業倒産防止共済勘定
　小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済システムに係る資産の棚卸、マスタファイル整備等請負業務契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は266,761,156円であります。

Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅴ　固有の表示科目の内容

1．特定事業者復興支援施設
　東日本大震災の復旧・復興支援のために行う被災地域産業地区再整備事業にて設置された特定事業者復興支援施設（仮設施設）が完成した際に、当該施設の完成に要した額をたな卸資産として整理しております。
2．特定事業者復興支援施設整備費
　特定事業者復興支援施設を譲渡する際に、当該施設の完成に要した費用を経常費用として整理しております。
3．代理店勘定
　当該事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、当機構において収納未済となっているものを整理しております。

Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」という。）附則第５条第４項及び第６条第７項の規定に基づき、平成26年４月１日付けで工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定を廃止し、両勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させております。
　なお、工業再配置等業務特別勘定廃止に伴い、資産の価額が負債の金額を上回る差額に相当する金額のうち経済産業大臣から通知される納付金額については、機構法附則第５条第５項の規定に基づき国庫に納付しております。また、産炭地域経過業務特別勘定廃止時に残余を生じた「産炭地域経過事業費補助金」（預り補助金等）については、産炭地域経過事業費補助金交付要綱に基づき、経済産業大臣の指示に従って国庫に返納しております。